

県道岡山赤穂線ほか事業用地草刈業務委託(7-1) 特記仕様書

受託者は、本作業にあたり、関係法令及び岡山市が定めた規定によるほか、本仕様書ならびに岡山市監督員の指示に基づき実施するものとする。

1 作業実施計画

受託者は、契約締結の日から5日以内に工程表、現場代理人及び主任技術者の届け出を行い、承認を得ること。なお、監督員から作業実施計画書提出の指示があった場合、速やかに提出すること。

2 作業中の事故

作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。

3 作業中の交通管理

現場には必要に応じ、次の機材を設置すること。(作業案内標識、作業標識、起終点標識等)

4 納入成果品

各回ごとに次の資料を提出すること。

- ・ 業務の実施状況がはっきり分かるよう作業着手前、作業中、作業完了後の写真を撮影し、写真帳に整理の上、監督員に提出すること。この場合における写真はカラー写真とする。
なお、工事写真管理において従来の写真に加え、電子媒体(デジタルカメラ)の使用による工事写真の提出ができるものとするが機能、精度等詳細については監督員の指示によること。
- ・ 草刈面積総括表
- ・ 草刈展開図(設計面積と大きく異なる場合)
- ・ 事業系ごみ等搬入確認書(写)
- ・ その他監督員が指示するもの

5 作業時期

作業時期については、監督員が指示する。(平面図①_①については6月、8月、10月、平面図②_④については10月、その他については6月、10月を予定している)

また、受託者は指示があった日から1週間以内に着手すること。

6 刈草の処分

- ・ 刈草の処分については、以下の内容で積算を行っている。

再資源化施設	<u>榊花島建設(岡山市東区九幡地内)</u>
運搬距離	<u>片道 10.0 km</u>
処分費	<u>16,364円/t(税抜き)</u>

- ・ 刈草は施工日中に収集し、現場より搬出すること。
- ・ 野焼きは、絶対行わないこと。
- ・ 作業中の事故、その他による一切の損害については受託者の責任において処理すること。
- ・ 持ち込む施設を事前に報告すること。
- ・ 刈草を搬入するときには、持ち込む施設へ事前に確認すること。

※岡山市焼却施設（東部クリーンセンター、当新田環境センター）には、持ち込まないこと。

7 作業中

以下の事項を遵守すること。

- ・ 作業看板や予告看板は、通行車の見やすい位置に設置すること。
- ・ 草刈機による飛び石防止の対策を施すこと。（通行車両に当たり、車両を破損した場合は、受託者で交渉補償することとなる。）
- ・ 作業中に交通整理員を配置する必要がある場合は、監督員と協議すること。
- ・ 刈り残しや刈りむらがないように、丁寧に作業を行うこと。

8 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

9 その他

本作業中において疑義が生じたときは、監督員と受託者との協議のうえ決定する。